

(仮称)「奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(素案)」

の概要について

■条例制定の背景等

- ・土砂等についてはその埋立て等や盛土等の行為の安全確保を主目的とする法令はなく、行為を規制する制度がありません。
- ・全国的に土砂等が無秩序に積み上げる事案が相次いでおり、その崩落により人命を奪うに至る事故も発生しています。
- ・一度事故が発生してしまうと、自然環境や生活環境、市民生活に甚大な影響を及ぼすことから、防止策が求められています。
- ・崩落事故に至らなくとも、埋立て等の行為地の周辺住民からは、土砂等の発生場所等が不明であることから、土壌の汚染や水質汚濁など生活環境への影響を不安視する声もあがっています。
- ・奈良市においても同様の積み上げ事案は発生しており、下流域への土砂等流出や水質汚染等の問題が生じています。

■条例（案）の概要

(1) 目的

- ・埋立て等について必要な規制を行うことにより、埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とします。

(2) 責務

- ・事業者は、土砂等の発生を抑制し減量化を図るとともに、発生させた土砂等の有効な利用に努めなければならないこと、保管する土砂等の適正な処理を行うこと、埋立て等による災害や生活環境の保全上の支障の発生を防止する責務を有することとします。
- ・土地所有者等は、その所有又は管理する土地において不適正な埋立て等が行われることのないよう、当該土地の適正な管理に努めなければならないこととします。
- ・市は埋立て等の状況を把握し、不適正な埋立て等を監視する体制を整備するとともに、必要な施策を推進するものとします。

(3) 不適正な埋立て等の禁止

- ・何人も規則で定める基準に適合しない土砂等を使用した埋立て等ができないこととします。
- ・市は基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあると認めるときは、当該埋立て

等を行っている事業者又は当該埋立て等の用に供するためにその土地を使用させた土地所有者等に対し、土壌の汚染の調査、撤去等必要な措置を命ずることができることとします。

(4) 崩落防止

・何人も土砂等の崩落、飛散、流出するおそれのある埋立て等ができないこととし、土地所有者等はそのおそれの防止のために必要な措置を講じない者にその所有地等を使用させてはならないこととします。

・市は土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、当該埋立て等をおこなった事業者又は前項に反して所有地等を使用させた土地所有者等に対し、期限を定めて、災害の発生を防止するために必要な措置又は埋立て等の停止を命ずることができることとします。

(5) 埋立て等の許可

・埋立て等を行おうとする区域（埋立て等が一団の区域において行われる場合は、当該一団の区域）の面積が一定規模以上となる場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないこととします。（なお、国や地方公共団体が実施する行為や、規則で定める他法令の許可等を受けた行為等は適用除外とする規定を設けます。）

・一定規模について、市は「500 m²以上かつ高さ1 mを超えるもの」を想定しています。

・許可を受けて、埋立て等を行うことができる期間の上限を3年とします。（埋立て等が埋立事業区域外への搬出を目的として行われるものを除く）

(6) 埋立て等に係る土地所有者等の同意及び住民への周知

・許可を受ける場合は、埋立て等を行う区域の土地所有者等の同意を得なければならないこととします。

・許可申請をしようとする者は、申請前に、周辺住民に対し埋立て等の概要について、説明会の開催等により必要な周知を行うこととし、その内容について許可申請書に添付することとします。

(7) 許可の申請の手続

・許可を受ける場合は、埋立て等の目的や内容、埋立て等の区域の位置、面積及び堆積の構造、搬入する土砂等の量、土砂等の搬入に関する計画、災害の発生の防止及び生活環境を保全するための措置内容などの規則で定める書面や図面などを提出することとします。

(8) 許可の基準

・許可申請をしようとする者（事業施行者（下請け含む）や役員、使用人、管理責任者を含む）が、本条例に違反して命令を受け必要な措置を完了していない場合、取消し処分を受け

た場合、環境法令や刑法上一定以上の罪を犯している場合、暴力団員に該当する場合等、埋立て等を適正に行うと期待し得ない者を欠格要件として規定し、それらの者には許可をしません。

- ・埋立て等を適正に行うに足る資金を有していない者も許可しません。
- ・災害の発生を防止するため、埋立て等の申請内容が規則で定める構造上の基準等に適合していること。(なお、他の法令等により災害の発生を防止するために必要な措置が講じられる場合は、条例による規制との重複を避けるため、適用除外にすることとします。)
- ・生活環境上の支障の発生を防止するため、使用する土砂等の検査を行う措置が講じられること。
- ・生活環境上の支障の発生を防止するため、水質の検査を行う措置が講じられること(3000㎡以上の埋立て等に限る)。
- ・3000㎡以上の埋立て等については、ひとたび崩落等の災害や土壌汚染が発生するとその影響が大きくなると考えられることから、埋立て等を適正に行うに足る資格、保証金、保証人を求めます。

など

(9) 許可の内容の変更

- ・埋立て等に係る許可の内容を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、事前に変更の許可を受けなければならないこととします。

(10) 許可を受けた者の義務

許可を受けた者に対して、以下の義務を規定します。

- ・埋立て等に着手した際の着手届
- ・搬入する土砂等の発生元及び汚染のおそれがないことの確認並びにその報告(定量的)
- ・搬入した土砂等量の報告(定期的)
- ・埋立て等を行う区域の排水の水質検査、報告(定期的、完了時、但し一定規模以上の埋立て等に限る)
- ・埋立て等区域を示す標識の掲示と境界を明示するための表示
- ・使用した土砂等の量などを記載した土砂等管理台帳の作成
- ・関係書類及び土砂等管理台帳の備え付け及び閲覧並びに保存

など

(11) 完了、廃止、休止時の届出等

- ・埋立て等を完了、廃止、休止又は再開したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならないこととします。
- ・市長は、完了、廃止及び休止の届出があったときは、許可の内容や条件に適合しているか

の確認を行い、確認の結果、崩落や飛散、流出のおそれがある場合は、災害を防止するために必要な措置を講じるよう命じることができることとします。

(12) 名義貸しの禁止

- ・自己の名をもって、第三者に許可に係る埋立て等を行わせることを禁止します。

(13) 地位承継

- ・許可に係る地位の承継には、許可の基準の一部を準用します。

(14) 許可に関する命令

- ・市長は、許可を受けた者に係る埋立て等が、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、期限を定めて、災害の発生を防止するために必要な措置又は埋立て等の停止を命じることができることとします。
- ・市長は、必要な許可を受けずに埋立て等を行った者に対し、土砂等の撤去及び災害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう命じることができることとします。
- ・市長は、許可を受けた者が、完了、廃止、休止又は許可の取り消し時に必要な措置を講じない場合は、災害の発生を防止するために必要な措置を命じることができることとします
- ・市長は、許可を受けた者に係る埋立て等が、構造上の基準等に適合しない場合は、災害の発生を防止するために必要な措置又は埋立て等の停止を命じることができることとします。
- ・市長は、土砂等の埋立て等の区域の排水が規則で定める基準に適合しないなどの場合は、原因の調査その他生活環境の保全のために必要な措置を講ずることを命じることができることとします。
- ・市長は、許可を受けた者に係る埋立て等に、基準を満たさない土砂等が使用されていることを確認した場合は、土壌の汚染の状況の調査その他生活環境の保全のために必要な措置を講ずることを命じることができることとします。

(15) 許可の取消し等

- ・市長は、許可を受けた者（事業施行者（下請け含む）や役員、使用人、管理責任者を含む）が以下に該当するときは、許可の取消しができることとします。
 - (ア)偽りその他不正の手段により許可（変更の許可、地位の承継の承認を含む）を受けたとき
 - (イ)許可を受けた日から正当な理由なく、1年以上埋立て等を行わないとき
 - (ウ)欠格要件に該当するに至ったとき
 - (エ)変更許可を受けずに変更したときや許可条件に違反したとき
 - (オ)この条例の命令に違反したとき
 - (カ)許可業者に義務付けられている各種届出等を怠ったとき

(キ)名義貸しを行ったとき

(16) 埋立て等を行うことに同意をした土地所有者等の義務、及び命令

・許可にかかる同意をした土地所有者等は、埋立て等が行われている間、定期的に、施工状況を確認しなければならないこととします。

・許可にかかる同意をした土地所有者等は、不適正な埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、許可を受けた者に中止又は必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかに、その旨を市長に報告しなければならないこととします。

・市長は、埋立て等に使用された土砂等の崩落、災害防止のために必要があると認めるときは、許可にかかる同意をした土地所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう命ずることができることとします。

(17) 土砂等搬入禁止区域の指定

・埋立て等が継続されることにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合に、市長は埋立て等が行われる土地及びその周辺の土地を土砂等搬入禁止区域に指定できることとします。

・土砂等搬入禁止区域には、何人も土砂等を搬入することを禁止します。

(18) 報告徴収

・市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係者に対して、報告を求めることができることとします。

(19) 立入検査

・市長は、関係者に対して、指定した職員に事務所、事業場などその業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類、その他の物件を検査、又は質問させることができることとします。

(20) 公表

・市長は、命令違反又は無許可の埋立て等について、その事実を公表できることとします。

(21) 罰則

以下について、罰則を規定します。なお、罰則については、埋立て等を行う者のほか法人にも罰金刑を科することとします。

(ア) 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

- ・必要な許可（又は承認）を受けずに埋立て等を行った者
- ・偽りその他不正の手段により、許可（又は承認）を受けた者

- ・名義貸しにより第三者に許可に係る埋立て等を行わせた者
- ・許可に係る埋立て等において、災害の発生を防止するための措置命令に違反した者
- ・許可に係る埋立て等において、土壌の基準に適合しなかった場合などの命令に違反した者
- ・命令に違反した保証人
- ・土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入した者

(イ) 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

- ・許可未満の埋立て等において、災害の発生を防止するための措置命令に違反した者
- ・許可未満の埋立て等において、土壌の基準に適合しなかった場合などの命令に違反した者
- ・排水の基準に適合しなかった場合などの命令に違反した者
- ・許可に係る同意をした土地所有者等で、命令に違反した者

(ウ) 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

- ・許可未満の埋立て等において、命令に違反した土地所有者等

(エ) 50万円以下の罰金

- ・搬入する土砂等の発生元及び汚染のおそれがないことの報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- ・土砂等管理台帳を作成せず、又は虚偽の記載をした者
- ・搬入した土砂等の量の報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- ・水質検査結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- ・許可に係る標識を掲げなかった者
- ・報告徴収と立入検査に応じず、又は虚偽の報告をする等した者

(オ) 30万円以下の罰金

- ・着手の届出、完了・廃止・休止時の届出等必要な届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- ・関係書類及び土砂等管理台帳を保存しなかった者

(22) 経過措置

・条例の施行日に、現に許可が必要となる行為が行われている場合は、条例の施行後に許可申請をしてもらうための経過措置期間を設けることとします。

(23) 施行予定日

- ・未定